

新 旧 対 照 表 旧

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例施行規則（抜粋）

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例施行規則（抜粋）

第16条 削除

第16条 条例別表第1(14)の項の規則で定める事務は、高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例（平成19年高知県条例第10号）第8条の規定に基づく奨学金の返還の猶予の申請又は同条例第9条の規定に基づく奨学金の返還の免除の申請の受理、これらの申請に係る事実についての審査又はこれらの申請に対する応答に関する事務とする。